

## 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）における 「託送供給等に係る収入の見通し」の承認について

2022年12月23日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度<sup>※1</sup>）に対応するため、2023年度から2027年度（5年間）の託送供給等に係る収入の見通し（以下、「収入の見通し」）について、経済産業大臣から承認を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、本年7月25日に、経済産業省からの要請に基づき、収入の見通しに関する書類を同省に提出し（7月25日お知らせ済み）、電力・ガス取引監視等委員会による検証を経て、11月29日に、同省より検証結果の通知を受けました。

当社は、本通知内容を踏まえ、収入の見通しを修正のうえ、電気事業法第17条の2第1項<sup>※2</sup>に基づき、12月8日に、収入の見通しの承認申請<sup>※3</sup>を行い（12月8日お知らせ済み）、本日、経済産業大臣の承認を受けました。なお、今回承認を受けた収入の見通しは、申請時の「1,472億円（5年平均）」から変更ありません。

今回承認を受けた収入の見通しを踏まえた、新たな制度における託送供給等約款については、今後の申請および認可を経て、2023年4月1日から適用開始となる予定です。

### <参考> 新たな託送料金制度に関する過去のお知らせ

- ・新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）における「託送供給等に係る収入見通し」に関する書類の提出について（7月25日お知らせ済み）  
URL : [https://www.rikuden.co.jp/nw\\_press/attach/22072506.pdf](https://www.rikuden.co.jp/nw_press/attach/22072506.pdf)
- ・新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）における「託送供給等に係る収入の見通し」の承認申請について（12月8日お知らせ済み）  
URL : [https://www.rikuden.co.jp/nw\\_press/attach/22120801.pdf](https://www.rikuden.co.jp/nw_press/attach/22120801.pdf)

以上

- ※1 レベニューキャップ制度  
送配電事業に必要な投資の確保と国民負担の抑制を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることを目的とし、一般送配電事業者が一定期間ごとに収入上限（レベニューキャップ）の承認を受ける制度。
- ※2 電気事業法第17条の2第1項（託送供給等に係る収入の見通し）  
一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
- ※3 12月20日に事業計画を一部修正しております。  
<修正した事業計画>[https://www.rikuden.co.jp/nw\\_hoshin/attach/jigyokeikaku2023.pdf](https://www.rikuden.co.jp/nw_hoshin/attach/jigyokeikaku2023.pdf)